

## 平成29年度国民体育大会参加者傷害補償制度について

- 1 国民体育大会参加者傷害補償制度の趣旨、概要については、平成29年度版冊子により御確認下さい。
- 2 本制度対象者については冊子のあらましに記載されておりますが、下記の点に御注意下さい。
  - (1) 本制度は国民体育大会の東北ブロック大会、本大会、冬季大会の実施要項上において認められた選手・監督（※下記注参照）が対象となります。  
また、それ以外にも、県選手団名簿に記載される者（各競技に帯同するコーチおよびトレーナー等で県体育協会が承認した者）も対象となりますので、その際には、事前に県体育協会に届け出を行って下さい。（参考様式別添）  
各競技団体が独自に派遣する者（県選手団名簿に記載が無い者）については、本制度の対象とはなりません。  
注）実施要項上において認められた選手・監督とは、国体の東北ブロック大会、本大会、冬季大会の正式競技種目及び公開競技に正規に参加申込みをした選手・監督をいう。
  - (2) 東北総合体育大会が本大会のブロック予選を兼ねていない競技・種別・種目については、本制度の対象にはなりませんのでご注意ください。（別紙参照）
- 3 加入負担金について  
東北ブロック大会、本大会、冬季大会の参加者 : 1人 1,000円
- 4 加入手続きについて
  - (1) 国民体育大会東北ブロック大会  
各競技団体は、国民体育大会参加者傷害補償制度加入者数報告書（東北ブロック大会用）【第1号様式】に必要事項を記入のうえ、同大会参加申込手続きと併せて県体育協会へ提出して下さい。
  - (2) 国民体育大会（本大会、冬季大会）  
各競技団体は、国民体育大会参加者傷害補償制度加入者数報告書（本大会・冬季大会用）【第2号様式】に必要事項を記入のうえ、同大会参加申込手続きと併せて県体育協会へ提出して下さい。
- 5 制度負担金の納入について  
制度負担金につきましては、県体育協会において、各競技の東北ブロック大会及び本大会（または冬季大会）の制度加入者数を確認のうえ、制度負担金納入依頼の通知をしますので、同通知に基づいて、納入（指定銀行口座へ振込み）して下さい。  
東北ブロック大会及び本大会に係る制度負担金納入依頼通知の送付は、本大会終了後を予定しております。
- 6 傷害事故報告並びに補償金・見舞金の請求について
  - (1) 制度加入者に傷害事故が発生した場合は「国体事故報告書（冊子14頁）」に必要事項を記入のうえ、事故発生後20日以内（厳守）に県体育協会宛に提出して下さい。
  - (2) 補償金・見舞金の請求については、(1)の事故報告の後に日本体育協会から受傷者本人（またはそのご家族）に直接送付される書類に基づいて、受傷者本人（またはそのご家族）が手続きを進めることとなります。
- 7 お問合せ先  
公益財団法人青森県体育協会  
〒038-0021 青森市安田近野234-7  
TEL：017-766-2141  
FAX：017-766-7899  
担当：スポーツ振興課 後藤・齋藤